証券コード　4080
平成27年６月４日

株　主　各　位

福井県福井市白方町45字砂浜割５番10
株式会社田中化学研究所
代表取締役 社長執行役員　　田　中　保

第59期定時株主総会招集ご通知

拝啓　日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。
　さて、当社第59期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月18日（木曜日）午後５時５分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　　平成27年６月19日（金曜日）午前10時
２．場　　所　　福井県福井市宝永３丁目１－１
　　福井県国際交流会館　Ｂ１　多目的ホール
３．目的事項
　　報告事項　　第59期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）
　　事業報告及び計算書類報告の件
　　決議事項
　　第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件
　　第２号議案　取締役４名選任の件
　　第３号議案　監査役３名選任の件

以　上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.tanaka-chem.co.jp/）に掲載させていただきます。

株主総会終了後、株主の皆様との懇親会を予定しておりますので、この機会に当社に対する理解を深めていただきたいと存じます。

（提供書面）

事　業　報　告

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

１．会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

当事業年度における二次電池業界は、中長期的には環境対応車用途や住宅用途への需要拡大が期待されておりますが、当初期待より電気自動車向けビジネスの本格化時期が遅れており、足許の主流は未だ民生用途になっております。当社の販売数量は98％以上を二次電池用正極材料が占めているため同電池市場への販売動向が当社の業績には大きく影響いたします。

民生向け用途においては、電動工具などの用途拡大による好調な面がありましたが、スマートフォンを含む携帯電話の伸長率低下や基本ソフトサポート終了に伴うノートパソコンの買い替え需要が一段落したこともあり、全体としては成長率が低下しております。一方、環境対応車向け用途においては、総需要は拡大しているものの、充電インフラ整備や１回の充電での走行距離の問題に加え、世界的な原油安などの影響を受けて伸び悩んでいる状況となっております。

このような市場環境の中、当事業年度における当社の販売数量は、環境対応車向けリチウムイオン電池向け事業の成長、及び拡販戦略に基づく民生向けリチウムイオン電池向け新規顧客獲得により期初から回復基調でありましたが、第２四半期後半に発生しました主要顧客の大幅な在庫調整などの影響を受けまして、前事業年度と同等の前事業年度比1.2％の増加に留まりました。売上高は、当社販売製品の主原料となるニッケル及びコバルトの国際相場の上昇が寄与し前事業年度比16.2％の増加となりました。

その中で、民生向け製品に関しては、新規用途及び新規顧客向けのリチウムイオン電池用製品の販売量が伸長しておりましたが、第２四半期から第３四半期にかけて生じた上記記載の主要顧客の在庫調整が大きく影響して全体として前事業年度比2.9％の増加に留まりました。一方、環境対応車向け製品に関しては、リチウムイオン電池用製品の受注本格化により販売数量は前事業年度比43.3％増加したものの、主力のニッケル水素電池向け

について主要顧客の一過性の受注変動の影響を受けることとなり前事業年度比16.2%減少した結果、全体では前事業年度比2.0%の減少となりました。

民生向け、環境対応車向けの両方を合わせた電池別に説明しますと、ニッケル水素電池向け製品に関しては環境対応車向けが下支えになっておりますが、顧客の受注変動及び民生用途の低調推移のため、販売数量は前事業年度比15.0%の減少となりました。リチウムイオン電池向け製品は、上記記載の民生向け用途及び環境対応車向け用途の動向を受けて、前事業年度比12.1%の増加となりました。

以上のように、当事業年度においては付加価値の高い製品の販売数量増加に起因する売上高の増加は見られましたが、収益面については継続的な新興国正極材料メーカーとの価格競争や製品のプロダクトミックスの変化、先行投資を行った製造設備の減価償却負担増により厳しい状況は続いております。厳しい環境下ではありますが、当社としましては、環境対応車向け正極材料に代表される高機能性製品の事業拡大、新規顧客の獲得及び合理化、コスト削減策などの戦略を進めることにより収益改善に取り組んでまいります。

なお、環境対応車市場の成長が想定したスピードよりも遅く、かつ短期的に急速な成長が見込める状況ではないことから、環境対応車向けリチウムイオン電池用正極材料の生産設備を中心として、1,996百万円の減損処理を行い、回収可能性に見合った帳簿価格とする財務構造改革を実施いたしました。

以上の結果、売上高12,384百万円（前事業年度比16.2%増）、営業損失393百万円（前事業年度は営業損失476百万円）、経常損失660百万円（前事業年度は経常損失627百万円）、当期純損失は2,663百万円（前事業年度は当期純損失715百万円）となりました。

当社と住友化学株式会社（以下「住友化学」といいます。）は平成25年3月28日に締結しました資本業務提携契約に基づき、車載用途を中心とした次世代リチウムイオン二次電池の正極材料の共同開発に着手し、現時点で有望と思われるハイニッケル系材料を含めた幾つかの品目を見出しています。両社はかかる品目の商業化に向けて、確実かつ適時的な開発を進めていくためには、従来以上に両社一体となった開発体制の構築が必須であるとの認識を共有しております。そこで、平成26年12月24日開催の取締役会において、既に資本関係を構築している住友化学に対して第三者割当増資を行うことによる同社との資本関係強化が、両社研究要員の一層の交流促

進等による共同開発体制の一体化を進めるためにも最善であると判断し、当面の設備投資金額等も考慮した上で、本件第三者割当前の発行済株式総数の6.83%に相当する普通株式950,000株を発行し資本業務提携を強化しております。

（ご参考）

（ニッケル国際相場：円貨換算）

（単位：円／kg）

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
平成27年3月期	1,904	1,948	1,825	1,722
平成26年3月期	1,491	1,392	1,410	1,519

（コバルト国際相場：円貨換算）

（単位：円／kg）

	4～6月平均	7～9月平均	10～12月平均	1～3月平均
平成27年3月期	3,230	3,488	3,619	3,688
平成26年3月期	2,950	3,076	2,874	3,253

※ニッケル　LME（ロンドン金属取引所）月次平均×TTS月次平均
　コバルト　LMB（ロンドン発行メタルブリテン誌）月次平均×TTS月次平均

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資額はリースを含めて1,070百万円で、生産能力及び生産効率改善対応の設備を中心に投資を行いました。その主なものは次のとおりです。

リチウムイオン電池向け製品生産設備　925百万円　研究開発設備　62百万円
ニッケル水素電池向け製品生産設備　24百万円

③ 資金調達の状況

当社は、平成27年1月15日を払込期日として、住友化学を割当先とした第三者割当による新株式の発行を実施し、総額383百万円の資金調達を行いました。

(2) 直前３事業年度の財産及び損益の状況

	第56期 (自　平成23年４月１日 至　平成24年３月31日)	第57期 (自　平成24年４月１日 至　平成25年３月31日)	第58期 (自　平成25年４月１日 至　平成26年３月31日)	第59期(当期) (自　平成26年４月１日 至　平成27年３月31日)
売上高(百万円)	10,257	9,035	10,660	12,384
当期純損失(△)(百万円)	△1,314	△1,369	△715	△2,663
１株当たり当期純損失(△)	△103円94銭	△108円25銭	△51円62銭	△188円95銭
総資産(百万円)	14,245	16,093	16,534	14,633
純資産(百万円)	5,480	4,017	3,803	1,610
１株当たり純資産額	433円24銭	317円61銭	273円65銭	108円46銭

(注) １．１株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式総数は自己株式を控除して計算しております。

２．１株当たり純資産額は、期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づき算出しております。

(3) 対処すべき課題

当社を取り巻く経営環境は、民生用途及び将来の環境対応車用途の需要拡大に向けた大手資本の新規参入を含めグローバル市場での競争が激化しております。この結果、当社は、当事業年度において393百万円の営業損失を計上し、平成24年３月期以降４期連続で営業損失を計上いたしました。特に、当事業年度は1,996百万円の減損損失を計上した結果、当期純損失は2,663百万円となり、当事業年度末の貸借対照表の純資産が1,610百万円となっております。

上記の業績の結果、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,733百万円）の財務制限条項に抵触することになりましたが、当事業年度末においては、上記シンジケートローン契約の貸付人より、当該条項への抵触を理由とする期限の利益喪失の請求権の放棄の合意を取り付けております。

また、上記のシンジケートローン契約を含む当事業年度末の「１年内返済予定の長期借入金」は8,001百万円となっており、返済条件の変更若しくはリファイナンスが行われない場合には期日弁済は困難な状況にあります。これらの対応策に関する関係金融機関との協議は、返済期日が平成28年3月31日であるためまだ開始されておらず、先方との最終的な合意が得られるかどうかは不確実な状況となっています。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、このような状況を解消するため、「P21及びP22　１．継続企業の前提に関する注記」に記載のとおり、収益力の向上及び財務体質の改善の対応策の取り組みを計画及び実施することにより、早期の経常利益の黒字化を達成し、当該重要事象等が解消されるよう取り組んでまいります。

これらをうけて、以下の経営戦略で当社経営資源の最適化を図り企業価値向上に努めてまいります。

（経営戦略）

①環境対応車用リチウムイオン電池向け正極材料の開発及び事業構築

②民生用リチウムイオン電池向け正極材料の開発及び販売戦略

③ニッケル水素電池向け正極材料の販売戦略

④コア技術を活用した新規材料開発

⑤コスト力の強化

⑥強靭な組織体制の構築

(4) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

当社は、二次電池用の正極材料の製造販売を主な事業としております。

(5) 主要な事業所及び工場（平成27年３月31日現在）

本社・福井工場	福井県福井市白方町45字砂浜割５番10
大阪支社	大阪府大阪市中央区久太郎町１丁目６番26号 船場ＬＳビル10階
東京事務所	東京都品川区東五反田１丁目10番７号 アイオス五反田４階

(6) 使用人の状況（平成27年３月31日現在）

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
180名	－	37.9歳	9年10ヶ月

（注）使用人数は就業員数であり、臨時雇用者数につきましては、重要性が乏しいため記載を省略しております。

(7) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

借入先	借入額
㈱三菱東京ＵＦＪ銀行	2,310百万円
㈱福井銀行	1,964
㈱北陸銀行	1,169
㈱みずほ銀行	888
㈱三井住友銀行	812
㈱福邦銀行	790

２．株式の状況（平成27年３月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　　普通株式　47,000,000株

(2) 発行済株式の総数　　普通株式　14,850,800株

（注）第三者割当による新株式の発行により、発行済株式の総数が950,000株増加しております。

(3) 株主数　　6,687名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
住友化学株式会社	2,200,000株	14.82%
田中保	1,264,200	8.51
株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行	460,000	3.10
田中浩	390,000	2.63
株式会社福井銀行	300,000	2.02
ＣＢＮＹ－ＧＯＶＥＲＮＭＥＮＴ ＯＦ ＮＯＲＷＡＹ	263,100	1.77
住友商事株式会社	250,000	1.68
住友生命保険相互会社	210,000	1.41
田中学	171,000	1.15
田中健	171,000	1.15

（注）持株比率は自己株式（1,037株）を控除して計算しております。

３．会社役員の状況

(1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役　社長執行役員	田中　保	
取締役　常務執行役員	茂苅雅宏	経営管理・営業担当
取締役　執行役員	嶋川　守	総務人事・情報開示・製造担当
取締役	久野和雄	ニチエス㈱代表取締役社長
常勤監査役	上野　學	
監査役	増田仁視	アイテック㈱監査役
監査役	篠原芳明	

（注）１．取締役久野和雄氏は、社外取締役であります。
２．上記監査役３名は、社外監査役であります。
３．当社は、取締役久野和雄氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
４．増田仁視氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	員数	報酬等の額
取締役	4名	61,032千円
監査役	3	19,380
合計	7	80,412

（注）１．社外取締役１名及び社外監査役３名に対する報酬等の総額は23,700千円であり、上記報酬等の額に含まれております。
２．取締役の報酬限度額は、平成20年６月27日の第52期定時株主総会において年額150,000千円以内と決議いただいております。
３．監査役の報酬限度額は、平成８年６月20日の第40期定時株主総会において年額50,000千円以内と決議いただいております。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役久野和雄氏は、ニチエス株式会社の代表取締役社長を兼務しております。なお、当社はニチエス株式会社との間には特別の関係はありません。

② 他の法人等の社外役員等としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

監査役増田仁視氏は、アイテック株式会社の監査役を兼務しております。なお、当社はアイテック株式会社との間には特別の関係はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

イ．取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（21回開催）		監査役会（12回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
取締役久野和雄	21回	100.0%	―	―
監査役上野　學	21	100.0	12回	100.0%
監査役増田仁視	16	76.2	12	100.0
監査役篠原芳明	20	95.2	12	100.0

ロ．取締役会及び監査役会における発言状況

・取締役久野和雄氏は、当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席し、企業経営者の見地から議案の審議等につき適宜必要な発言を行っております。

・監査役上野　學氏は、当事業年度に開催された取締役会21回全てに出席している他、その他の重要な社内会議にも出席し、取締役の職務執行状況を常時モニタリングしております。また、当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

・監査役増田仁視氏は、当事業年度に開催された取締役会21回のうち16回に出席し、公認会計士としての専門的な見地からの意見・アドバイスを行っております。また、当事業年度に開催された監査役会12回全てに出席し、監査役としての経験に基づき、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

・監査役篠原芳明氏は、当事業年度に開催された取締役会21回のうち20回に出席し、これまで培ってきたビジネス経験から会社運営に関する意見・アドバイスを行っております。また当事業年度に開催された監査役会12回すべてに出席し、監査結果についての意見交換、監査事項に関する協議を行っております。

④　責任限定契約の内容の概要

当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、各社外役員との間で責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

４．会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	16,000千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	16,000千円

（注）当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区別できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得て、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることとします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任又は不再任を株主総会

の会議の目的とすることを請求します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

５．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合すること（以下「コンプライアンス」という。）を確保するための体制として、取締役会、社外取締役、監査役会、内部監査部門並びにコンプライアンス委員会がそれぞれの機能を最大限に発揮しつつ相互に連携して目的の達成に努力する体制を基本といたします。

① 取締役会は法令遵守のための体制を含む内部統制システムの整備についての基本方針を決定するとともに、定期的に整備状況の確認を行います。

② 取締役会には、最低１名以上の社外取締役を継続して選任することにより、取締役の職務執行の監督機能の維持・向上を図ります。

③ 監査役会を構成する監査役は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め取締役の職務執行を監査いたします。

④ 内部監査部門は、監査を通じて各部門の職務の執行が法令、定款並びに社内規程に適合していることを確認いたします。

⑤ コンプライアンス委員会は、コンプライアンス管理規程及びコンプライアンスに関する規程の制定、改廃に関する取締役会への付議、コンプライアンスに関連する役職員の行動規範として「コンプライアンス・マニュアル」の整備並びに研修実施等により取締役及び使用人のコンプライアンス意識の維持・向上を図ります。また、役職員が、法令違反の疑義のある行為等を発見した場合には、速やかにコンプライアンス委員会に報告される体制を構築しております。この体制には、匿名が保障された通報システムを活用しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会、執行役員会議その他重要な会議の意思決定にかかわる情報、社長及び担当役員決裁その他の重要な決裁にかかわる情報を記録し、文書管理規程に従って保存・管理したうえ、必要な関係者が閲覧できる体制を構築しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 経営に関する重大な影響を及ぼすリスクを全体的に認識、評価、対応する仕組みを構築しております。就中、リスク管理に関する規程を運用し、平時における事前予防体制と有事における迅速な対応並びに再発防止策を講じる体制のもと取り組んでおります。

② 内部監査部門は、全社のリスク管理状況をレビューするため、各部署のリスク管理状況を監査し、定期的に取締役会及び監査役会に報告しております。

③ 当社経営におけるリスクのうち、収益に最も影響の大きい主原料価格リスクについては、営業部において価格リスクを持つ数量の把握を行う一方、経営管理部長の職務権限と責任を明確にし、経営管理部において包括的にその状況を把握する体制のもと取り組んでおります。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の職務権限、意思決定ルール及び経営管理システムを用いて、取締役の職務執行の効率化を図っております。

① 取締役会は、取締役の職務執行が効率的に行われるよう職務権限（取締役に対する権限委譲を含む。）と意思決定ルールを関連社内規程に定め、権限と責任を明確にいたします。これらの社内規程の改廃は取締役会の決定によります。また、業務の簡素化、組織のスリム化及びＩＴの適切な利用を通じて、業務の効率化を推進いたします。

② 取締役会は、中期経営計画を策定するとともにその執行を監督いたします。毎事業年度においては、中期経営計画との整合性を持たせた年度事業計画と部門別重点施策を策定、各部門を担当する取締役はその実現のための最も効率的な業務執行体制を決定するとともに、その執行に責任を持ちます。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

取締役は、監査役の求めにより、監査役の職務を補助する使用人（以下「監査役スタッフ」という。）として適切な人材を配置いたします。

(6) 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの適切な職務遂行のため、監査役スタッフは取締役の指揮命令を受けないものといたします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、監査役に対して、法定の事項に加え、全社的に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部通報制度を利用した通報の状況及びその内容、その他各監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項について速やかに報告、情報提供を行うものといたします。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 代表取締役と監査役は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合を持ちます。

② 取締役は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査にも協力いたします。

③ 取締役は、監査役の職務の遂行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境を整備いたします。

(9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針及びその整備状況

① 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、社会的秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また不当な要求に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応することといたします。

② 反社会的勢力排除に向けた整備状況

反社会的勢力との関係を遮断する取組みを一層推進するため、対応統括部署を総務人事部と定め、不当要求防止責任者を配置するとともに社内体制の整備・強化を図っております。また、総務人事部を窓口として平素より所轄警察署及び外部専門機関などと連携することにより反社会

的勢力の排除に向けた情報収集並びに共有化に努め、社内への周知徹底及び注意喚起を行っております。

６．会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案に対して、当社取締役会は、株主の皆様から経営を負託された者の責務として、株主の皆様のために、必要な時間や情報の確保、株式の大規模買付提案者との交渉等を行う必要があると考えています。

(2) 不適切な支配の防止のための取組みの概要

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社製品の主要市場である二次電池市場は、省エネルギーや環境配慮の観点から、ノートパソコンや携帯電話等の民生用途だけでなく、環境対応車用途でも中長期的に飛躍的な拡大が予測されております。一方では、このような需要の伸びが期待されている市場であるために、国内外の企業が市場に新規参入し、競争がより激化する環境となってきております。当社としては、これらの拡大する市場に対し、会社全体が一体となった取組みを行うことにより、競合他社と差別化する製品開発をもとに、市場及び顧客のニーズにあった戦略の実行を目指しております。そこで、中長期的な経営の基本方針は、「飛躍的な変化を遂げ、環境社会に貢献する。」を目標に掲げ、将来性・成長性の高い二次電池市場を背景に、飛躍的な事業拡大と同時に堅固な経営体質を併せ持つ持続的企業を実現することにあります。

中長期的な経営の基本方針における具体的施策は、(ⅰ)成長性のある二次電池正極材料事業に対して、戦略的に取組んでまいります。中長期的に

は今後成長が見込める環境対応車用リチウムイオン電池分野における正極材料のリーディング・カンパニーの地位を確保すべく、高性能正極材料の研究開発に経営資源を集中させて取組んでまいります。(ⅱ)来るべき環境対応車用リチウムイオン電池の大幅な需要増加に対応する生産体制の構築に取組んでまいります。(ⅲ)当社が保有しているコア技術を電池材料以外の分野に応用展開を図ることにより、次世代材料開発にも取組んでまいります。(ⅳ)人材育成のための取組みとして、会社の持続的な成長を考慮した強靭な組織運営及び人材育成に力を入れてまいります。その結果として社員にとって一層魅力のある職場環境の実現とモチベーション向上に努めてまいります。(ⅴ)経営基盤強化のための取組みとして、生産システムの改善による高品質・低コスト化をより一層進めるとともに、大きく変化する経営環境に適応した営業活動を推進します。これに加えて、コーポレートガバナンスの向上を図り、顧客や株主の皆様はもとより社会全体から高い信頼を得るように努めてまいります。

これらの中長期的な経営戦略を着実に実行することで、当社の持つ経営資源を最も有効に活用するとともに、様々なステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社の企業価値ひいては株主共同利益の一層の向上に資することができると考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって会社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は平成26年５月15日開催の取締役会において、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大規模買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するとともに「当社の企業価値の源泉」の毀損を防ぎ企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上を目的として「当社株式等の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）」（以下「本プラン」という。）を継続することに関して決議いたしました。

本プランは、平成26年６月20日開催の当社第58期定時株主総会において、その有効期間を平成29年６月開催予定の定時株主総会終結の時までとする旨について株主の皆様のご承認をいただいております。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資さない当社株式等の大規模買付

行為を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

なお、本プランにおいては、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除するため、独立委員会規程に従い、当社社外取締役、当社社外監査役、又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）の中から、当社取締役会決議に基づき選任された当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会（以下「独立委員会」という。）の勧告を最大限尊重するとともに、株主の皆様に適時に情報開示を行うことにより透明性を確保することとしています。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社の中長期的な経営の基本方針は、企業価値及び株主共同の利益の確保及び向上を目的として策定されたものであります。

また、本プランは、株主総会において変更又は廃止の決議がなされた場合には、当該決議に従い変更又は廃止されることになり、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっていること、対抗措置の発動等を含む本プランの運用に関する決議及び勧告を客観的に行う取締役会の諮問機関として独立委員会を設置していること等、その内容において合理性・客観性が担保され、当社取締役会の恣意的判断を排除する仕組みが講じられていることより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであり、当社役員の地位の維持を目的としたものではありません。

当社取締役会としては、いずれも当社の基本方針に沿うものであると判断しております。

(注)本プランの詳細につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト(http://www.tanaka-chem.co.jp/)に掲載しております平成26年５月15日付ニュースリリースをご覧ください。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**8,983,792**	**流動負債**	**12,331,294**
現金及び預金	3,347,476	支払手形	193,145
受取手形	8,246	買掛金	2,881,704
電子記録債権	331,448	１年内返済予定の長期借入金	8,001,125
売掛金	1,744,617	リース債務	126,867
製品	914,478	未払金	946,657
原材料	667,305	未払法人税等	10,194
仕掛品	1,092,592	賞与引当金	46,770
貯蔵品	15,928	設備関係支払手形	62,487
その他	861,698	その他	62,341
固定資産	**5,649,754**	**固定負債**	**691,689**
有形固定資産	**5,308,883**	リース債務	535,337
建物	1,588,564	繰延税金負債	57,876
構築物	68,325	退職給付引当金	5,201
機械装置	2,268,933	資産除去債務	28,700
車両運搬具	4,862	その他	64,573
工具器具備品	45,302	**負債合計**	**13,022,984**
土地	1,156,469	**純資産の部**	
建設仮勘定	176,425	**株主資本**	**1,492,601**
無形固定資産	**18,001**	**資本金**	**2,492,521**
電話加入権	1,947	**資本剰余金**	**1,646,050**
ソフトウエア	15,072	資本準備金	1,646,050
その他	981	**利益剰余金**	**△2,643,954**
投資その他の資産	**322,869**	その他利益剰余金	△2,643,954
投資有価証券	276,999	繰越利益剰余金	△2,643,954
長期貸付金	2,097	**自己株式**	**△2,015**
保証金	34,078	**評価・換算差額等**	**117,961**
その他	10,145	その他有価証券評価差額金	120,388
貸倒引当金	△451	繰延ヘッジ損益	△2,427
資産合計	**14,633,547**	**純資産合計**	**1,610,562**
		負債純資産合計	**14,633,547**

損　益　計　算　書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		12,384,470
売上原価		11,459,452
売上総利益		925,018
販売費及び一般管理費		1,318,537
営業損失		393,519
営業外収益		
受取利息及び配当金	3,348	
金利スワップ評価益	13,660	
その他	6,094	23,103
営業外費用		
支払利息	115,403	
為替差損	157,690	
その他	16,725	289,819
経常損失		660,234
特別利益		
補助金収入	63,144	
その他	232	63,376
特別損失		
固定資産除却損	19,380	
固定資産圧縮損	44,726	
減損損失	1,996,356	2,060,462
税引前当期純損失		2,657,320
法人税、住民税及び事業税	6,701	
法人税等調整額	△226	6,474
当期純損失		2,663,795

株主資本等変動計算書

（自　平成26年４月１日
至　平成27年３月31日）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
						別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	2,300,621	2,169,202	－	2,169,202	－	－	△715,052	△715,052
会計方針の変更による累積的影響額							19,840	19,840
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,300,621	2,169,202	－	2,169,202	－	－	△695,211	△695,211
当期変動額								
新株の発行	191,900	191,900		191,900				
準備金から剰余金への振替		△715,052	715,052	－				
欠損填補			△715,052	△715,052			715,052	715,052
当期純損失							△2,663,795	△2,663,795
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								
当期変動額合計	191,900	△523,152	－	△523,152	－	－	△1,948,743	△1,948,743
当期末残高	2,492,521	1,646,050	－	1,646,050	－	－	△2,643,954	△2,643,954

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△2,015	3,752,756	66,226	△15,364	50,861	3,803,617
会計方針の変更による累積的影響額		19,840				19,840
会計方針の変更を反映した当期首残高	△2,015	3,772,597	66,226	△15,364	50,861	3,823,458
当期変動額						
新株の発行		383,800				383,800
準備金から剰余金への振替		－				－
欠損填補		－				－
当期純損失		△2,663,795				△2,663,795
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			54,162	12,936	67,099	67,099
当期変動額合計	－	△2,279,995	54,162	12,936	67,099	△2,212,895
当期末残高	△2,015	1,492,601	120,388	△2,427	117,961	1,610,562

１．継続企業の前提に関する注記

当社は、当事業年度において393百万円の営業損失を計上し、平成24年３月期以降４期連続で営業損失を計上いたしました。特に、当事業年度は1,996百万円の減損損失を計上した結果、当期純損失は2,663百万円となり、当事業年度末の貸借対照表の純資産が1,610百万円となっております。

上記の業績の結果、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,733百万円）の財務制限条項に抵触することになりましたが、当事業年度末においては、上記シンジケートローン契約の貸付人より、当該条項への抵触を理由とする期限の利益喪失の請求権の放棄の合意を取り付けております。

また、上記のシンジケートローン契約を含む当事業年度末の「１年内返済予定の長期借入金」は8,001百万円となっており、返済条件の変更若しくはリファイナンスが行われない場合には期日弁済は困難な状況にあります。これらの対応策に関する関係金融機関との協議は、返済期日が平成28年3月31日であるためまだ開始されておらず、先方との最終的な合意が得られるかどうかは不確実な状況となっています。

以上により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在しております。

当社は、このような状況を解消するため、以下の対応策への取り組みを計画及び実施しております。

１．収益力の向上

①環境対応車向けのリチウムイオン電池用正極材料については、二次電池需要を大きく押し上げる要因として市場の拡大が期待される中、販売数量は現在の主流であるニッケル水素電池用程ではないものの前事業年度に比べ著しく増加しており、引き続き当社コア技術を基盤とした顧客要望別の開発及び事業化を促進することで、更なる販売数量の拡大に取り組んでまいります。

②既存設備の生産効率の向上及び製法・工法を含めた低コスト設備開発による設備投資金額の削減を図っております。

③役員報酬の削減及び従業員の賞与削減、並びにその他の固定費の削減を図っております。

２．財務体質の改善

①自己資本の充実ならびに有利子負債の圧縮を目的として賃貸不動産及び投資有価証券の売却を計画しております。

②「１年内返済予定の長期借入金」のうち平成28年３月31日に返済期日を迎える上記シンジケートローン契約（借入残高7,733,000千円）に関して当該契約の貸付人との間で返済条件の変更若しくはリファイナンスの協議を行ってまいります。

③上記シンジケートローンに関する財務制限条項抵触の状況が平成28年３月期の中間期の末日においても発生する場合には、当該財務制限条項への抵触を理由とする期限の利益喪失の請求権の放棄についてシンジケートローン契約の貸付人と協議を行ってまいります。

しかしながら、これらの対応策に関して、収益力の向上については、今後の国内外の二次電池の市場動向や技術動向等により計画通り推移しない可能性があります。また、財務体質の改善については、取引金融機関との協議を継続していく必要があります。

以上により、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在しております。

なお、計算書類等は継続企業を前提として作成しており、このような継続企業の前提に関する重要な不確実性の影響を計算書類等には反映しておりません。

2．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① その他有価証券

・時価のあるもの　期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの　移動平均法による原価法

② デリバティブ　時価法

③ たな卸資産

製品・仕掛品・原材料　月次総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）　定率法

但し、平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については、定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建　物　７年～47年

機械装置　２年～17年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウエア　社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法

③ リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金　債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金　従業員の賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

退職給付引当金　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額から年金資産額を控除した金額を計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算は、退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政計算上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を

乗じた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(4) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の適用の中止

ヘッジ会計の要件を充たさなくなった金利スワップについては、ヘッジ会計の適用を中止し、金利スワップを時価評価した上で、ヘッジ会計中止時点における金利スワップに係る評価差額を繰延ヘッジ損益として計上し、当該評価差額を、ヘッジ対象である借入金の当初の満期までの期間にわたり金利の調整として損益に配分しております。また、ヘッジ会計の中止以降に生じた金利スワップの時価の変動は、営業外損益に含まれております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の処理方法　　税抜方式を採用しております。

3．会計方針の変更

退職給付に関する会計基準等の適用

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の計算方法を変更いたしました。

なお、当社は退職給付債務の計算にあたりまして、退職給付債務の額を原則法に基づき計算し、当該退職給付債務の額と年金財政上の数理債務との比（比較指数）を求め、直近の年金財政計算における数理債務の額に比較指数を乗じた金額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。上記変更は、比較指数を求める際に使用する原則法の退職給付債務の計算においてなされたものであります。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。これによる当事業年度の計算書類に与える影響額は軽微であります。

4．貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	1,583,554千円
土地	1,156,469
投資有価証券	244,924
計	2,984,947千円

② 担保に係る債務

１年内返済予定の長期借入金	6,424,881千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額　14,895,414千円

(3) 当事業年度において国庫補助金等の受入れにより圧縮記帳を行った額

機械装置	35,107千円
工具器具備品	9,529
ソフトウエア	89
計	44,726千円

固定資産にかかる国庫補助金等の受入れによる圧縮記帳累計額

建物	299,036千円
構築物	10,789
機械装置	2,472,863
車両運搬具	2,540
工具器具備品	26,413
ソフトウエア	89
計	2,811,733千円

(4) 電子記録債権譲渡高　108,474千円

(5) 財務制限条項

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,733,000千円）には、次の財務制限条項が付されており、平成27年３月期末には当該条項に抵触することになりましたが、上記シンジケートローン契約の貸付人より、当該条項への抵触を理由とする期限の利益喪失の請求権の放棄の合意を取り付けています。

各事業年度の決算期及び中間期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額を、平成24年３月に終了する決算期の末日における単体の貸借対照表の純資産の部の金額（5,480,473千円）の50％の金額（2,740,236千円）以上にそれぞれ維持すること。

(6) 強制期限前弁済条項

当社の株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,733,000千円）には、強制期限前弁済条項が付されており、平成27年３月期において下記条件を満たした場合、期限前弁済をいたします。

平成27年３月期末のキャッシュ・フロー計算書において、以下の計算式により算出される金額がプラスであるときには、当該金額を弁済する。

決算期	計算式	強制期限前返済日
平成27年３月期	（（営業活動によるキャッシュ・フロー＋投資活動によるキャッシュ・フロー）－535,000千円）×97.5%	平成27年９月末日

（注）平成27年３月期は、上記条項には該当しておりません。

５．損益計算書に関する注記

減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

場所	用途	種類	減損損失
福井工場（福井県福井市）	事業用資産	土地	234,006千円
		建物	33,140千円
		機械装置	1,646,088千円
		建設仮勘定	83,119千円
合計			1,996,356千円

当社は、損益管理を合理的に行える事業単位で資産のグルーピングをしております。

当事業年度において、環境対応車市場の立ち上がりが想定したスピードより遅く、かつ短期的に急速な成長が見込める状況でないことから二次電池事業の事業用資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失1,996,356千円を特別損失に計上しております。

なお、回収可能価額は使用価値により測定しており、将来キャッシュ・フローを6.0%の割引率で割り引いて算定しております。

６．株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	13,900,800	950,000	－	14,850,800

(注) 発行済株式の総数の増加は、第三者割当による新株式の発行によるものであります。

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数(株)	当事業年度増加株式数(株)	当事業年度減少株式数(株)	当事業年度末の株式数(株)
普通株式	1,037	－	－	1,037

(3) 剰余金の配当に関する事項

該当事項はありません。

７．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社の商取引管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度毎に把握する体制としています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価を把握し、当該企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金並びに未払金及び設備関係支払手形は、１年以内の支払期日です。

長期借入金（原則として５年以内）は、主に設備投資に必要な資金及び事業資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうちの一部について、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用しております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計については、適用を中止しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内ルールに従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、信用度の高い国内の金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務、未払金、設備関係支払手形及び借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社では、資金担当部門が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しています。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

「(2) 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）２．参照）。

	貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
(1) 現金及び預金	3,347,476	3,347,476	－
(2) 受取手形	8,246	8,246	－
(3) 電子記録債権	331,448	331,448	－
(4) 売掛金	1,744,617	1,744,617	－
(5) 投資有価証券	244,924	244,924	－
資産計	5,676,713	5,676,713	－
(1) 支払手形	193,145	193,145	－
(2) 買掛金	2,881,704	2,881,704	－
(3) 未払金	946,657	946,657	－
(4) 設備関係支払手形	62,487	62,487	－
(5) 長期借入金(＊１)	8,001,125	8,001,024	△100
負債計	12,085,120	12,085,019	△100
デリバティブ取引(＊２)	(8,115)	(8,115)	－

(＊１) １年内返済予定の長期借入金を含めております。

(＊２) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

（注） １．金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 電子記録債権、(4) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

株式の時価については、取引所の価格によっております。

なお、有価証券はその他有価証券として保有しております。

負　債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 設備関係支払手形

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

金利関連

区分	取引の種類	当事業年度（平成27年３月31日）			
		契約額等（千円）	契約額等のうち1年超（千円）	時価（千円）	評価損益（千円）
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	941,750	207,750	△8,115	△8,115
合計		941,750	207,750	△8,115	△8,115

（注）時価の算定方法

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

２．時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

非上場株式（貸借対照表計上額32,075千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5)投資有価証券」には含めておりません。

８．賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載しておりません。

９．税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

（流動の部）

繰延税金資産	
賞与引当金	15,354千円
未払法定福利費	2,371
未払事業税	1,327
繰延税金資産小計	19,053千円
評価性引当額	△19,053
繰延税金資産合計	－千円

（固定の部）

繰延税金資産	
退職給付引当金	1,667千円
繰延ヘッジ損益	797
ゴルフ会員権評価損	10,117
減価償却超過額	28,103
減損損失	640,306
資産除去債務	9,253
繰越欠損金	1,458,220
その他	2,957
繰延税金資産小計	2,151,422千円
評価性引当額	△2,151,422
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務	△1,066千円
その他有価証券評価差額金	△56,809
繰延税金負債合計	△57,876千円
繰延税金負債の純額	△57,876千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	35.38%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	△0.08
住民税均等割	△0.23
評価性引当額	△35.33
その他	0.02
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△0.24%

(3) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第９号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第２号）が平成27年３月31日に公布され、平成27年４月１日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.38%から平成27年４月１日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については32.83%に、平成28年４月１日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については、32.06%となります。

この税率変更による影響額は軽微であります。

10. １株当たり情報に関する注記

①	１株当たり純資産額	108円46銭
②	１株当たり当期純損失	188円95銭

11. その他の注記

（退職給付会計）

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型の確定給付制度を採用しております。

確定給付企業年金制度では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給します。

当社が有する確定給付企業年金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

(2) 確定給付制度

① 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

退職給付引当金の期首残高	59,953千円
会計方針の変更による累積的影響額	△19,840
会計方針の変更を反映した期首残高	40,113
退職給付費用	18,200
制度への拠出額	△53,111
退職給付引当金の期末残高	5,201

② 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	567,986千円
年金資産	△562,784
	5,201
退職給付引当金	5,201
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	5,201

③ 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用	18,200千円

＊記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年５月26日

株式会社田中化学研究所
　取締役会　御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　芝　田　雅　也　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　髙　村　藤　貴　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社田中化学研究所の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第59期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

継続企業の前提に関する注記に記載されているとおり、当事業年度における会社の業績は平成24年３月期以降４期連続で営業損失を計上しており、当事業年度は営業損失393百万円、当期純損失2,663百万円、貸借対照表の純資産1,610百万円となっている。上記の業績の結果、株式会社三菱東京UFJ銀行を主幹事とするシンジケートローン契約（借入残高7,733百万円）の財務制限条項に抵触することとなったが、当事業年度末においては、上記シンジケートローン契約の貸付人より、当該条項への抵触を理由とする期限の利益喪失の請求権の放棄の合意を取り付けている。また、上記のシンジケートローン契約を含む当事業年度末の「１年内返済予定の長期借入金」は8,001百万円となっており、返済条件の変更若しくはリファイナンスが行なわれない場合には、期日弁済は困難な状況にある。これらの対応策に関する関係金融機関との協議は、返済期日が平成28年３月31日であるためまだ開始されておらず、先方との最終的な合意が得られるかどうかは不確実な状況となっている。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しており、現時点では継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる。なお、当該状況に対する対応策及び重要な不確実性が認められる理由については当該注記に記載されている。計算書類等は継続企業を前提として作成されており、このような重要な不確実性の影響は計算書類等に反映されていない。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

平成27年５月29日

株式会社田中化学研究所

代表取締役
社長執行役員　田　中　　保　殿

株式会社田中化学研究所　監査役会

常勤監査役
(社外監査役)　上　野　　學　㊞

社外監査役　増　田　仁　視　㊞

社外監査役　篠　原　芳　明　㊞

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第59期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部検査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告や説明を受けるなどして検証いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況報告を受け、説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、我社の占める業界での位置や取締役会その他における審議の状況を踏まえ、検討を加えました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」等に従って整備している旨の通知を受け、それに関する説明を受けております。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）及びその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関しては、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容及びそれらの事業報告の記載内容は、相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備・運用状況については、継続的な改善が図られているものと認めます。

四　事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。また、そのための取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

なお、我社においては、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象または状況が存在し、その解消に向けて今後対応策が実施されてまいります。監査役会は、引き続き会社によるこれらの取組みについて監視・検証してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以　上

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

欠損の補填を目的として、資本準備金の額の減少及び剰余金の処分を行いたいと存じます。

１．資本準備金の額の減少の要領

会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金1,646,050,420円の全額を取り崩し、その他資本剰余金に振り替えるものであります。

(1) 減少する資本準備金の額

資本準備金	1,646,050,420円

(2) 増加するその他剰余金の額

その他資本剰余金	1,646,050,420円

２．剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき、上記資本準備金振替後のその他資本剰余金で、繰越利益剰余金を欠損補填するものであります。

(1) 減少するその他資本剰余金の額

その他資本剰余金	1,646,050,420円

(2) 増加する繰越利益剰余金の額

繰越利益剰余金	1,646,050,420円

３．資本準備金の額の減少及び剰余金の処分が効力を生じる日

平成27年６月19日

なお、当事業年度の期末配当につきましては、厳しい業績を勘案し、誠に遺憾ながら無配とさせていただきたいと存じます。

第２号議案　取締役４名選任の件

取締役全員（４名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて取締役４名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	たなか　たもつ 田中　保 (昭和22年10月８日)	昭和47年４月　株式会社日揮ユニバーサル入社 昭和52年３月　当社入社 昭和61年８月　当社技術開発部長 昭和62年７月　当社取締役 平成４年６月　当社常務取締役 平成５年６月　当社専務取締役 平成６年５月　当社代表取締役社長 平成６年５月　株式会社マルロ代表取締役社長 平成９年７月　同社取締役 平成13年４月　当社代表取締役社長兼技術開発本部長 平成15年６月　当社代表取締役社長兼テクノロジー・グループ長兼技術開発部長 平成17年７月　当社代表取締役社長 平成20年４月　当社代表取締役兼社長執行役員兼営業・原料購買担当役員 平成21年４月　当社代表取締役兼社長執行役員 平成21年７月　当社代表取締役 社長執行役員兼技術担当役員 平成23年10月　当社代表取締役 社長執行役員（現任）	1,264,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
2	茂苅雅宏（もがりまさひろ） (昭和27年10月２日)	昭和50年４月　住友商事株式会社入社 昭和63年１月　同社台北支店支店長代理 平成９年10月　同社非鉄金属本部非鉄原料地金部長付 平成13年９月　当社営業部次長 平成15年４月　当社営業部長 平成16年６月　当社取締役営業部長 平成17年２月　株式会社マルロ取締役 平成18年４月　当社取締役総務・人事・経理担当役員兼総務人事部長兼経理部長 平成20年４月　当社取締役執行役員総務・人事・経理担当役員兼総務人事部長兼経理部長 平成20年５月　株式会社マルロ代表取締役社長 平成21年４月　当社取締役執行役員 総務・人事・経理・IR・情報開示担当役員兼総務人事部長 平成22年４月　当社取締役執行役員 内部検査・総務・人事・経理・IR・情報開示担当役員 平成22年10月　当社取締役執行役員 総務人事・経理・IR・情報開示担当役員 平成23年10月　当社取締役執行役員 総務人事・経理・営業担当役員 平成24年７月　当社取締役常務執行役員 総務人事・経理・営業担当役員 平成25年４月　当社取締役常務執行役員 経理・営業担当役員兼営業部長 平成26年６月　当社取締役常務執行役員 経営管理・営業担当役員（現任）	12,200株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3	しま　かわ　　まもる 嶋　川　　守 （昭和43年７月16日）	平成９年４月　当社入社 平成15年４月　技術開発部次長 平成17年７月　技術部長 平成19年10月　経営企画室長 平成20年４月　執行役員 経営企画・IR・法務・情報開示担当役員兼経営企画室長 平成20年６月　取締役執行役員経営企画・IR・法務・情報開示担当役員兼経営企画室長 平成21年４月　取締役執行役員経営企画・法務・営業・原料購買担当役員兼経営企画室長 平成22年４月　取締役執行役員営業・原料購買担当役員兼経営企画室長 平成23年10月　取締役執行役員技術・情報開示担当役員兼経営企画室長 平成24年４月　取締役執行役員技術・情報開示担当役員 平成24年７月　取締役執行役員技術・情報開示担当役員兼内部検査室長 平成25年４月　取締役執行役員総務人事・情報開示担当役員兼内部検査室長 平成26年９月　取締役執行役員総務人事・情報開示・製造担当役員（現任）	9,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
4	くのかずお 久野和雄 (昭和25年４月２日)	昭和48年４月　三宝伸銅工業株式会社 （現　三菱伸銅株式会社）入社 昭和57年３月　同社取締役 平成８年３月　同社代表取締役副社長 平成８年10月　同社代表取締役社長 平成13年３月　同社取締役会長 平成14年３月　同社取締役相談役 平成14年６月　ニチエス株式会社代表取締役社長（現任） 平成15年６月　当社取締役（現任） 平成20年３月　三宝伸銅工業株式会社取締役相談役退任	10,000株

注１．各取締役候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。

２．取締役候補者久野和雄氏は、社外取締役候補者であります。
なお、当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

３．久野和雄氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
同氏の経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

４．久野和雄氏は、現在、当社の社外取締役でありますが、社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって12年となります。

５．当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と社外取締役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、社外取締役候補者である久野和雄氏との間で責任限定契約を締結しており、同氏の再任が承認された場合、同氏との当該契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

第３号議案　監査役３名選任の件

監査役全員（３名）は本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、あらためて監査役３名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
1	ますだ　ひとみ 増田仁視 (昭和27年４月23日)	昭和52年４月　公認会計士伊藤満邦事務所入所 昭和57年６月　公認会計士増田仁視事務所所長（現任） 平成６年６月　アイテック株式会社監査役（現任） 平成22年１月　越前市監査委員（現任） 平成23年６月　当社社外監査役（現任）	21,900株
2	しのはら　よしあき 篠原芳明 (昭和23年７月10日)	昭和48年４月　日本航空株式会社入社 平成12年４月　株式会社ジャル航空機整備東京専務取締役 平成14年６月　日本アジア航空株式会社取締役 平成16年６月　同社常務取締役 平成22年４月　株式会社日本航空インターナショナル退社 平成22年４月　東京地方裁判所労働審判員（現任） 平成23年６月　当社社外監査役（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位（重要な兼職の状況）	所有する当社株式数
3	おおしま てつお 大嶋哲夫 (昭和30年６月８日)	昭和53年４月　住友商事株式会社入社 平成15年10月　同社東京物流部長 平成18年４月　同社理事 物流保険事業本部長 平成20年４月　同社理事 物流保険事業本部参事 住商グローバル・ロジスティックス株式会社取締役兼副社長執行役員 平成22年３月　同社理事（上海）物流保険事業本部参事 SUMISHO GLOBAL LOGISTICS (SHANGHAI)CO.,LTD 董事長兼総経理 平成27年４月　同社理事 環境・インフラ事業部門長付（現任）	0株

注１．当社と、大嶋哲夫氏が在籍している住友商事株式会社との間には主原料メタル購入の取引があります。なお、同氏は平成27年６月18日付で同社を退職する予定であります。

２．その他の候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

３．上記候補者３氏は社外監査役候補者であります。

４．上記監査役候補者３氏を社外監査役候補者とした理由は以下のとおりであります。
候補者増田仁視氏につきましては、直接会社経営に関与された経験はありませんが、同氏の公認会計士としての専門的な知識と豊富な経験を当社監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
候補者篠原芳明氏につきましては、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。
候補者大嶋哲夫氏につきましては、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験を当社監査体制に反映していただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

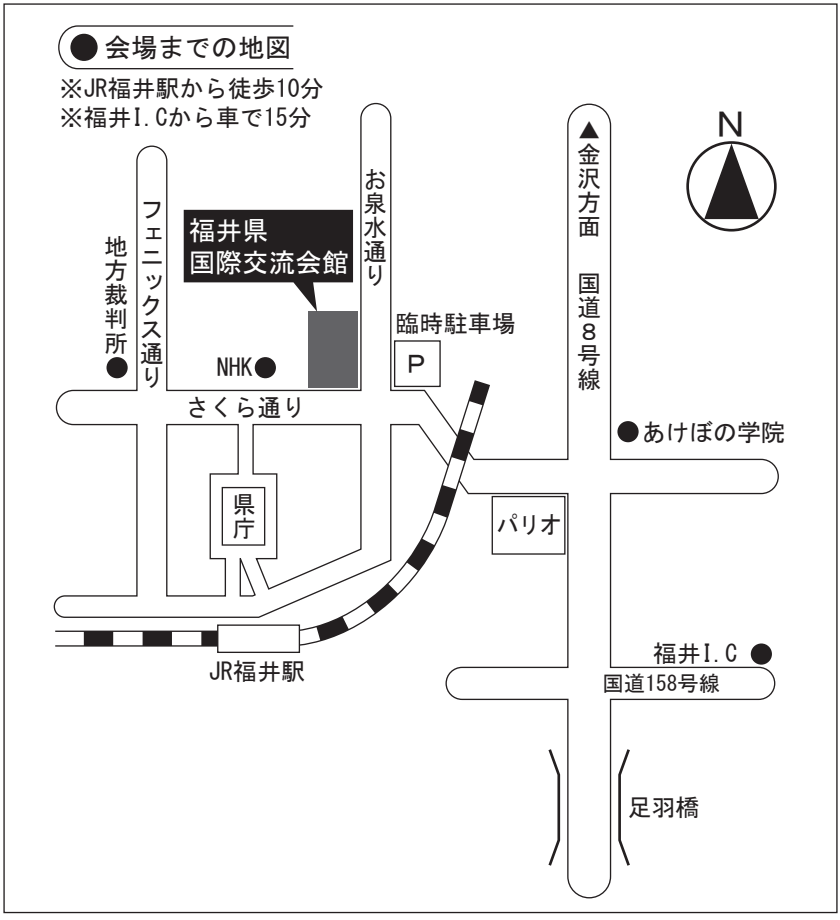
５．増田仁視氏・篠原芳明氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって４年となります。

６．当社定款においては、会社法第427条第１項の規定により、当社と社外監査役との間に、会社法第423条第１項の賠償責任を限定する契約を締結できる規定を設けております。当社は、当該定款規定に基づき、社外監査役候補者である増田仁視氏、篠原芳明氏との間で責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。また、社外監査役候補者である大嶋哲夫氏につきましては、同氏の選任が承認された場合、同氏との間に当該契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

以　上

株主総会会場ご案内図

福井県福井市宝永３丁目１－１
福井県国際交流会館　Ｂ１　多目的ホール
電話　（０７７６）－２８－８８００



※お車でご来場の際は、お手数ながら、臨時駐車場（会場向い側）
をご利用いただきますようお願い申しあげます。